

教科書におけるフランス革命論の誤り(7)

——『高校世界史』三省堂の場合——

小林良彰

- I チュルゴー、ネッケルの財政改革が国王個人の事にされている
- II バスチーユ襲撃の結果が封建的特権の廃止につながるという誤り
- III 立法議会で最初からジロンド派が優勢であったと書く間違い
- IV ファイヤン派對ジロンド派の政争の正確な事実
- V 普通選挙制をジャコバン派の業績だとする間違い
- VI 国民軍が外敵を撃退したという作り話
- VII ロベスピエールを打倒した者について見当違いの説明をしている
- VIII 貴族と大地主を同列に置くことにより誤解の種をまいている
- IX 付録この論文に関係する教科書の原文
- X 要約
- XI 教科書の理論的誤謬の及ぼす悪影響

I チュルゴー、ネッケルの財政改革が国王 個人の事にされている

この教科書¹は内容が非常に簡単であり、あまり理論的な説明がない。それだけに、ますます古いフランス革命史の性格が強い。まず、チュルゴー、ネッケルの名もださない状態で、財政改革があって、これに特権身分が反発したと書くから、財政改革は、ルイ16世の意志であり、その国王の政策に、特権身分が反発したという筋書になる。これでは、まるで国王対

1 『高校世界史』改訂版、鈴木智夫、久保靖彦、三省堂、1986年。

特権身分の対立があったかのように思われて、事実とはまったく逆の解釈になってしまう。

「国王ルイ16世が、破産状態におちいった財政を立て直すために、特権身分にも課税をおこなおうとすると、特権身分はこれに反発した²」。

そうではなくて、本来特権身分は国王と一体のものであり、国王は特権身分の代表者であった。そこに財政困難による社会的動揺が起り、野党的勢力に押されてチュルゴー、¹ネッケルの改革派が登場し、国王が自分の好みに反して財務総監に二人を任命せざるをえなくなったのである。その後二人の改革に特権身分が反対し、国王に強要して二人を罷免させた。これが事実である。

II バスチーユ襲撃の結果が封建的特権の 廃止につながるという誤り

つぎに国民議会ができて、民衆がバスチーユを襲撃して、国民議会が封建的特権の廃止を決議したと並べている。簡素化すれば、このようにしか言いようがないけれども、これでは、バスチーユ襲撃の結果が封建的特権の廃止であろうと思われてしまう。そのため、本来ならばこの教科書にも書かれている課税問題がフランス革命の中心課題であったはずであるが、その点の解決がわきに押しやられて、無かったものとして扱われている。

III 立法議会で最初からジロンド派が 優勢であったと書く間違い

フィヤン派とジロンド派の対立についても、この教科書は、前出の第一

2 同書122ページ。

学習社の『新世界史』と同じく、古いフランス革命史観にもとづいている。まず「ラファイエット、ミラボーらの自由主義貴族や商工業者の代表は、革命の早期終結を願って憲法の制定を急いだ」と書いておいて、その憲法にもとづいて立法議会についてつぎのように書く。

「1791年10月には、新憲法にもとづく制限選挙によって立法議会が成立した。この議会では、商工業者を代表するジロンド派が優勢であった。まもなく政権を握ったジロンド派は、革命に干渉したオーストリアに宣戦したが敗北を重ね、そのため革命派は危機におちいった³」。

立法議会では商工業者を代表するジロンド派が優勢であったと書いているが、実際にはフィヤン派が優勢であり、中央に無党派がいて、ここでいう「ジロンド派」に相当する勢力は当初劣勢であった。のち中央の無党派の支持を得て、権力をにぎったのである。

これが正確な事実であるが、それを知らずに書いている。優勢であったはずのジロンド派は、直ちに権力をにぎらず、「間もなく権力をにぎった」とあいまいな言い方ですましている。しかし、優勢であったのに、なぜすぐ政権をにぎれなかったかという質問に答えられないはずである。事実は、「優勢」でなかったから、すぐには政権を握れず、のちに中央派の支持を得てからフィヤン派に勝って政権を握ったのである。

IV. フィヤン派對ジロンド派の政争の正確な事実

正確な事実をいうと、立法議会が成立して以後はフィヤン派の内閣が続ぎ、いわゆるジロンド派はまだ野党であった。その状態が1791年10月1日から1792年3月10日まで続いた。

そののち、後世にジロンド派と呼ばれるようになった人物が、内閣を組

3 同書122ページ。

織した。中心人物はブリッソ、ロラン、クラヴィエールであった。

この内閣が外国との戦争をはじめ、戦争の中で、亡命貴族の土地没収とともに、領主権（封建的特権）の無償廃止を提案して、これに反対するフイヤン派と闘った。しかし、敗戦が続いてフランスが危機に陥ったとき、フイヤン派が国王と結んでジロンド派の大臣を罷免した。これが6月13日のことであった。

かわって成立したのはフイヤン派内閣であった。行政権をフイヤン派がにぎった日の翌日、立法議会ではジロンド派を含めた左派が、領主権の無償廃止についての最終的な攻勢をかけた。このときの審議は、はじめフイヤン派が優勢であった。しかし、安心した議員の何人かが退場したとき、左派が審議続行を要求して、領主権の無償廃止を可決した。フイヤン派は不意を突かれた形で、領主権を守ることに失敗した。

ここで、フイヤン派は立法議会の解散、国王の独裁権の確立（本質はフイヤン派系大臣の独裁）、ジャコバンクラブとジロンド派の弾圧を考え、そのためには外国との戦争を停止してでも、前線の軍隊をパリへ引きもどすという計画を立てた。

これにたいする反撃として、パリの群集をかき立てようとする運動が左派の側に起り、並行して、正規の軍隊は信用できないから、義勇兵を募集しようという動きが議会の中にでてきた。議会の無党派の集団は、フイヤン派とジロンド派の間で左右にゆれた。外国軍の侵入によって危機の状態になったときに、議会の多数はジロンド派の側に寄り、7月10日フイヤン派の大臣は辞職に追い込まれ、議会は「祖国は危機にあり」という宣言をだし、義勇兵の召集を呼びかけた。国王は義勇兵のパリ駐屯を拒否し、ここで立法議会のジロンド派と国王が正面から対立することになった。フイヤン派は国王と協力してジロンド派を押えようとした。

この間、ジロンド派は、フイヤン派の後を受けて内閣を組織しようと、

国王相手に交渉を続けていた。しかし、こうした態度をなまぬるいとして、後年の「ジャコバン派」を構成する活動家が群集を動員し、義勇兵を味方につけて、王宮（チュイルリー宮殿）を包囲、襲撃した。この結果、国王を守る勢力、つまり貴族とフイヤン派が敗北し、ジロンド派が国王の承認を必要としない形で権力に押し上げられた。これが事態の正確な説明である。⁴

V 普通選挙制をジャコバン派の業績だとする間違い

ジロンド派追放以後の、いわゆる恐怖政治について、この教科書は奇妙な書き方をしている。

「ジャコバン派は、王党派やジロンド派などをおさえるとともに、封建的特権の無償廃止をおこない、普通選挙制をしき、民衆を組織した国民軍によって外国の干渉軍を撃退した。しかし、反対派に対するきびしい弾圧は民衆を離反させた。反対派はロベスピエールを処刑してジャコバン派を打倒し（テルミドールの反動、1794年7月27日、革命暦ではテルミドール9日）、翌95年には総裁政府を組織した」⁵。

「ジャコバン派が封建的特権の無償廃止を行い」というのは間違いである。これは何度ものべてきたが、この誤りは他の教科書にもすべて共通する誤りである。

つぎに「普通選挙制をしき……」というのは、あいまいな表現である。これはおそらく、いわゆる「ジャコバン憲法」の内容が普通選挙制であったから、それを意味しているのであろう。しかし、普通選挙制は、それ以前、すでに国民公会の召集に際して実施されたものであり、とりたててめ

4 小林良彰『フランス革命史入門』三一書房、1978年、174-187ページ。

5 『高校世界史』三省堂、123ページ。

ずらしいものではなかった。そして、ジャコバン憲法は、結局実施されなかった。この事実からみると、「普通選挙制をしき……」と書くのは、実施されなかったジャコバン憲法を実施されたかのように書く誤りになり、もし、ジャコバン憲法のことを指していないのならば、ジロンド派内閣の時点で普通選挙制が実施されていた事実を無視することになり、どちらに解釈しても誤りになる。

VI 国民軍が外敵を撃退したという作り話

つぎの「民衆を組織した国民軍によって外国の干涉軍を撃退した」という言葉は、この教科書の著者の作り話にすぎない。これは、国民軍と義勇兵の混同である。

バスチーユ占領以後、各都市で組織された国民軍（国民衛兵）は、簡単な武器で武装した住民の自衛組織のようなものであった。国民軍は、治安の維持を担当して、外敵と闘う任務を持たなかった。もう一つ、恐怖政治の段階で、民衆を組織した「革命軍」が活動した。これは食糧の徴発に使われたので、これも外国軍との戦闘には参加しなかった。

外国軍との戦闘を行ったのは、最初は正規の軍隊で、つぎに義勇兵が加わった。義勇兵のかなりの部分は、前年の戦闘に参加しながら恐怖政治の段階においては郷里に帰っていた。そこで政府は、徴兵令を実施して軍隊を補充した。したがって、この時期に外国の干涉軍を撃退した者は、「民衆を組織した国民軍」ではなく、革命前からの正規軍と義勇兵の一部と徴兵令にもとずいて集められた兵士による軍隊であった。この教科書は根拠のないことを書いている。

VII ロベスピエールを打倒した者について

見当違いの説明をしている

そのつぎに、反対派に対する弾圧が民衆を離反させ、反対派がロベスピエールを処刑したという。これはいかにも奇妙な表現である。「反対派」の言葉が二つ続いているから、これは同じ内容を含むと考えてよい。そうするとロベスピエールを処刑した者は、厳しい弾圧にさらされていた者だということになる。この時期に弾圧されていた者といえば、王党派、フイヤン派、ジロンド派に組みする者であった。さらにくわしくいえば、ダントン派とエベール派その他の過激派が加わる。

しかし、ロベスピエールを処刑した勢力とは、この六つのうちのどれでもない。ロベスピエールを処刑した勢力とは、国民公会の平原派と、山岳派(教科書でいうジャコバン派)の中の大多数の議員であった。そして、彼らは弾圧されていたわけではなくて、むしろ、場合によっては各種の権力を担当していた。

財政委員会議長のカンボン、公安委員会のカルノー(軍事担当)、ランデ(食糧担当)、保安委員会(警察)のアマール、ヴァディエなどがこれである。つまりこの教科書では、弾圧された者が反撃に転じてロベスピエールを処刑したかのように書いているが、それは完全に事実と反する。当時弾圧されていた者が、ロベスピエールを処刑するだけの力を持っていたわけではなかった。

ロベスピエールを処刑した者は、ロベスピエールと一緒にあって、「反対派に対して厳しい弾圧」をすすめていた者であった。もちろんそれは山岳派(いわゆるジャコバン派)についていえることである。平原派はそこまで行こうとはせず、恐怖政治を一時的な手段、民衆に対するやむをえな

い譲歩とみなしていたのである。しかし、いづれにしても弾圧されていたものではなく、権力を行使していたものであり、この教科書の文章はその点でまったくの誤りに陥っている。

VIII 貴族と大地主を同列に置くことにより

誤解の種をまいている

注の形で、バスチーユ占領以後「地方でも貴族や大地主の邸宅が襲撃された⁶」と書いているが、「大地主」の言葉は不適當であり、誤解を生みだす。

大地主を貴族と同じ意味に使うならば、地主と領主を混同したことになる。もし「大地主」を、貴族の領主権に服していた農民身分の地主と解釈するならば、この段階で「地主」が襲撃されたことはなかった。また襲撃されるべき因果関係を持たない。この教科書の書き方は、領地所有と土地所有権の区別がつかないままにフランス革命史を書いていた、一世代前の古い革命史観のひきうつしである。正確には「領主の城や館が襲撃された」と書くべきである。

IX 付録この論文に関係する教科書の原文

革命の勃発・18世紀末のフランスは、あいつぐ戦争などで出費が増大し、財政的にも行きづまっていた。当時フランスでは、聖職者(第一身分)・貴族(第二身分)が絶対主義の支柱として多くの特権をもつ反面、大きな経済力をもつ商工業者から、その日暮らしの貧農までを含む非特権身分(第三身分)が、絶対主義の抑圧に不満をいただいていた。

6 同書123ページ。

国王ルイ16世が、破産状態におちいった財政を立て直すために、特権身分にも課税をおこなおうとすると、特権身分はこれに反発した。1789年5月に開かれた三部会では、第三身分代表が独自に国民議会をつくり、民衆も1789年7月バスチーユ牢獄を襲撃した。国民議会は8月には「封建的特権の廃止」を決議し、ラファイエットの起草した「人権宣言」を採択した。「人権宣言」は、自由・平等、王政に対する抵抗権を天賦の権利と認め、財産権を保障した。その後、ラファイエット・ミラボーら自由主義的貴族や商工業者の代表は、革命の早期終結を願って憲法の制定を急いだ。1791年には、ミラボーの起草した立憲君主政の憲法が国民議会で制定されたが、革命はこれで終らなかった。

革命の激化 1791年10月には、新憲法にもとづく制限選挙によって立法議会在り成立した。この議会在りでは、商工業者を代表するジロンド派が優勢であった。まもなく政権を握ったジロンド派は、革命に干渉したオーストリアに宣戦したが敗北を重ね、そのため革命派は危機におちいった。このような中で立法議会在りが国民に祖国の危機を訴えると、これに呼応して各地から義勇軍がパリに集った。1792年8月、国王が義勇軍の承認を拒むと、パリの民衆は王宮に乱入し、立法議会在りも直ちに王権の停止を宣言した。9月には男子普通選挙による新議会在り（国民公会）が成立して共和政を宣言し（第1共和政）、翌年1月には国王を処刑した。

この間に義勇軍は内外の反革命勢力に対して攻撃に転じた。この情勢をみて、イギリス首相ピットが、革命の影響が自国に及ぶことを恐れていたヨーロッパ諸国の君主と結んで対仏大同盟を結成すると、ジロンド派政権は窮地におちいり、かわって革命防衛のために民衆とのつながりの必要を説くロベスピエールらのジャコバン派が独裁権を握った。

ジャコバン派は、王党派やジロンド派などをおさえるとともに、封建的特権の無償廃止をおこない、普通選挙制をしき、民衆を組織した国民軍に

よって外国の干渉軍を撃退した。しかし、反対派に対するきびしい弾圧は民衆を離反させた。反対派はロベスピエールを処刑してジャコバン派を打倒し(テルミドールの反動, 1794年7月27日, 革命暦ではテルミドール9日), 翌95年には総裁政府を組織した。

バスチーユ牢獄の襲撃 1789年7月14日, パリの民衆は専制政治の象徴とみられていたバスチーユ牢獄を占領した。これを機として, 地方でも貴族や大地主の邸宅が襲撃された。⁷

X 要 約

ここまで約二年間にわたって, 8冊の教科書について, フランス革命の理論的誤りを指摘してきた。私の批判の学問的根拠は, 平行して出版している論文や学術書に裏付けされたものであるから, 学者の間に一定の説得力を持っている。そのため, ある教科書の編集者からは, 私の指摘を参考にして教科書を書き直すという返事ももらっている。また, 友人の大学教授から, 「君の批判があるので, フランス革命の土地問題について試験問題を作るとき, 深刻な議論がつきまとう」という感想が寄せられている。

いづれは, 長期的に見ると, 私が批判し主張した方向にもとづいて, 教科書が書き直されるであろうけれども, 教科書編集の機構から判断すると, その改正には長い時間を必要とするだろう。それまでの間, 私の批判が現実のものとして意味を持つはずである。教科書が完全に書き直された段階においては, かつてこのような誤った文章が公認の教科書に書かれていたという例証を示すことになるだろう。

そうした役割をふまえつつ, 以下において, いままで展開してきた教科書におけるフランス革命論の誤りとその訂正について, 簡潔な文章でまと

7 同書122-123ページ。

めておこうと思う。

1 フランス革命前第一身分と第二身分が多く土地を所有していたと書くのは間違いであり、多くの領地を所有していたと書かなければならない。また、封建領主権を所有する者は領主であって、「土地所有者」ではないことを明らかにしておかなければならない。土地所有者というばあい、正確には土地を「保有」する者であり、領地の中にある程度の土地を持ち、その土地が領主権に服していたもののことをいう。つまり「土地所有者」は領主にたいして、年貢その他の領主権を支払っていたのである。ところが、多くの教科書で、土地所有者が領主権を持っているかのように書く。これが誤解の出発点である。

2 第一身分は聖職者、僧侶であるが、彼らが全体として領主であったわけではなく、領主であったのは第一身分の中のごく一部つまり高級聖職者、高級僧侶のみであり、彼らは宮廷貴族の二、三男以下あるいは娘から出ていた。下級僧侶、下級聖職者は領主ではなく、ある程度の土地を「保有」するだけであった。

3 領地と土地所有（保有）の関係については、私が一つの図式を作って説明した。それによると領地の中に直領地（直営地）があり、これは領主の無条件の所有地である。その他が、領主以外の他人の所有地（保有地）となり、それが大小さまざまに分布していて、大は他の貴族や商工業者、金融業者（ブルジョアジー）、あるいは農民身分の地主の所有地であり、中が中農の所有地、小が貧農の所有地とわかれていた。領主権（封建貢租）は大・中・小を問わず、全体の土地所有者（保有者）の上に課せられていた。

4 こうした条件のもとで封建的特権、封建領主権が廃止されたときどうなるかについて、すべての教科書が間違っただけを書き写してきた。封建領主権の無償廃止が小土地所有農民を形成したと書いてきたが、これは間違

いで、実際には領主の直営地はそのまま旧領主（新時代の貴族大土地所有者）の所有地として残り、大・中・小の保有地が領主権から解放されて、完全な意味での近代的所有地となった。つまりこの政策は、土地の大保有者を大土地所有者に昇格させ、小保有者を小土地所有者に昇格させただけであって、土地を持たなかった（保有しなかった）農民に土地を与えるというような、所有権の移動を実現したものではなかった。この点に関して、すべての教科書に共通の、最大の誤りがある。

5 ．いわゆるジャコバン派権力が封建領主権の無償廃止を行ったとすべての教科書が書いているのも間違いである。この政策は1792年8月10日の事件で実現した。党派でいえば、ジロンド派が実現したものである。それは1年前の出来事である。

6 ．したがってジャコバン派による封建領主権の無償廃止、その結果としての小土地所有農民の形成、つまり土地革命の実現という理論が教科書で支配的になっているが、この理論は、二重の間違いのうえに形成された理論である。いわゆるジャコバン派権力が領主権の無償廃止を行ったわけではないということと、領主権の無償廃止は小土地所有農民の形成を実現しなかったという点についての、二重の間違いである。

7 ．ごく少数の教科書だけが亡命貴族と僧侶（聖職者）財産の没収、売却の政策を取りあげて、これが小土地所有農民の形成を実現した政策であるかのように書いている。しかし、これにもまた事実誤認と理論的混乱が含まれている。この政策は、いわゆるジャコバン派権力の時代に行われたのではなくて、もっと早い時期に実施されたものである。したがって、やはりジャコバン派権力による小土地所有農民形成の証明にはならない。そのうえ、この政策もまた、入札競売であるために、土地のない農民に土地を与えるという政策にはつながらなかった。

8 ．どこから見ても、フランス革命では土地の無い農民の大群に土地を

与えて、小土地所有農民を作りだしたというようなことはなかった。そこで、こうした農民が土地を手に入れて保守化したからロベスピエールが敗北したとか、こうした農民がナポレオンを支持してクーデタを行なうときの支持者になったというような理論が書かれているが、これも間違いになる。

9 ロベスピエールの役割についても理論的訂正が必要になってくる。ロベスピエールの時代に、領主権の廃止による小土地農民の形成があり、この農民が保守化したためにロベスピエールの敗北が実現したと説明するが、¹そうではなくて、まだ小土地所有農民は形成されていなかった。もちろん、革命前からの小農民（小保有者）は、完全な意味での小土地所有農民になった。しかし、土地を持たない貧農や農業労働者の大群にたいして、新しく土地を与えるというような政策は行なわれていなかった。

ほかならぬロベスピエールがこの政策を実現しようとした。それが「ヴァントゥーズ法」であった。しかしこの政策は有産階級の反対にであって、国民公会においては大多数の議員の反対にであって、これが原因でロベスピエールは敗北した。

土地の無い農民が土地をもらって保守化したからロベスピエールが敗北したのではなくて、ロベスピエールが土地の無い農民に土地を与えようとして、それが反感を呼んで敗北したのである。したがって、フランス革命では、いわゆる土地革命が実現しなかった。これが正しい結論である。

10 絶対主義の形成について、封建諸侯の力が弱まるにつれて王権が強化されたと書く。この理論の行きつくところは、中世の封建諸侯、すなわち領主が絶対主義の形成とともに没落し、ときに消滅したかのような印象を与える。

もちろん、教科書によってその表現がちがっていて、ある教科書ではもう領主はいなかったと思わせるような書き方であり、他の教科書では、王

権が及ぶところだけに領主がいなくて、王権の及ばないところに中・小の領主がいるという書き方になる。

そのどちらもが間違っているので、絶対主義の形成とは、領主階級による権力集中と理解しなければならない。独立割拠していた封建諸侯、すなわち中世の領主の一部が、中央集権の必要を悟って王権の組織に協力した。これが正確な理解である。

したがって、フランス絶対主義においては、領主がヴェルサイユに集って王権を組織し、高級官僚、高級軍人の地位を独占していた。つまり、この時代はまだ中世封建社会の延長である。そして、この権力が打破される時、それがバスチーユ占領であり、フランス革命の本質が実現されたときである。

11 国王と改革派大臣との関係は、すべての教科書において誤解されている。これは王権の本質にたいする誤解から出発している。つまり改革派大臣としてのチュルゴー、ネッケルが本来の王権の側で、改革とくに貴族にたいする課説の強化を行い、貴族はそれに抵抗して三部会の召集を要求し、これがフランス革命の口火を切ったというような書き方である。

そうすると、フランス革命以前すなわちフランス絶対主義の時代において、すでにヴェルサイユ宮殿に集る貴族は、王権に対して抵抗する野党的な存在であったかのような印象を与えられる。

この描写が間違いのもとである。そうではなくて、王権を構成していた者は宮廷貴族、最強の領主の集団であった。彼らが国王を動かしていたのであるが、財政困難の条件が、たまたま二人の改革派大臣を押しあげてきた。つまり、改革派大臣は野党勢力に支持されて登場し、特権身分にたいする課説を行なおうとした。

そこで、宮廷貴族の力によって追放された。これが正確な図式である。その後、宮廷貴族の主流を代表する財務総監カロンス、財政審議会議長ブ

リエヌ伯爵の財政政策に反対して、三部会召集の運動が起された。三部会召集を要求した勢力とは、野党的勢力であり、ネッケルも三部会召集を要求した。宮廷貴族の主流はそれに対して反対をしながら最後に押し切られた。これが事実であるから、改革派大臣—貴族の反抗—三部会の召集という図式は、事実から逆転した理論になっている。

12 バスチーユ占領の因果関係が正しく説明されていない。この点は教科書によってさまざまな説明になっていて、ある教科書では国王個人が議会の弾圧しようとしたからと書き、他の教科書では、国王が保守的な貴族に動かされて議会の弾圧しようとしたからと説明する。

実際には、この保守的な貴族という表現を、宮廷貴族の主流と表現すべきである。彼らの名前も私が紹介している。彼らが権力を組織し、改革派大臣のネッケルとネッケル派大臣を罷免した。そのことによって、ネッケル派の財政改革がつぶされ、財政政策は商工業者、銀行家に不利な方向にむけられることがわかった。

極端なばあい、商工業者、金融業者に重税がかかり、破産が起るといふ恐れがあったので、ここにおいて国民議会と商工業者、金融業者が抵抗を組織した。これを新政権が武力で弾圧しようとしたから、これに対する反撃として、バスチーユ占領が起きた。これが正確な説明になる。

したがって、バスチーユ占領を成功させた者は民衆ではなくて、この運動を組織した商工業者、金融業者であり、そこに民衆からはじまって反乱を起した下士官、兵士、自由主義的貴族が合流したのである。そこで、反乱の側では商工業者、金融業者の上層と自由主義的貴族が指導権を握ることになる。そこで私は、この事件における商工業者の役割を重視せよと主張している。そしてそのような人物の具体的な実例を紹介してきた。

13 バスチーユ占領における敗者は誰かという点についてもすべての教科書があいまいである。敗北した者は、それ以前の強者であり、ヴェルサ

イユに軍隊を集めてパリを攻撃した勢力である。それは宮廷貴族の主流、宮廷で最高の地位にあった貴族、領主であった。

彼らが自分達に有利な財政政策を強行しようとしたから、反撃が起きて敗北した。こうして、この事件における勝者と敗者が明確になる。それ以前は、領主の最強の部分が権力を組織していた。以後は商工業者（ブルジョアジー）の上層が、自由主義貴族と連携しながら、権力の指導権を握った。これが、フランス革命を一言で要約せよというばあいの表現になる。

14 敗北した者は捕えられると殺される。したがって亡命しなければならない。そこで第一段階の貴族の亡命は、バスチーユ占領ではじまる。

ところが、貴族の亡命の理由を、それではなくて続いて起る農民の暴動であるとする教科書が多いが、これも間違いである。もしこれを理由にするならば、バナチーユ占領の結果が独立した意味を持つものとして理解されず、農民の暴動とその結果として出てくる8月4日の宣言、すなわち封建的特権の廃止が基本的な結果として理解される。

ここで問題になる封建的特権は、主として領主権のことであるから、バスチーユ占領の基本的な対決点が領主権の廃止をめぐる問題であるかのように理解されることになる。これが間違いであり、まずバスチーユ占領の時点で、宮廷貴族の主流が敗北して国外に亡命し、続いて首都の動乱が農村各地で農民の暴動を引き起した。

権力を握った国民議会は、この暴動に対する譲歩の手段として、領主権の廃止という政策を打ちだした。それはあくまで譲歩であって、当時の国民議会の指導的勢力は、本来ならば領主権を廃止したくなかった。これが重要な点である。

つまり、領主権の廃止をめぐる、王権と国民議会が衝突したのではなくて、別な問題をめぐって衝突したところ、農民暴動が広がったので、国民議会在譲歩の手段として領主権の廃止を宣言した。そこで、この廃止に

は、ただし書きがつけられて不完全なものになった。完全な廃止は、それから3年のちにジロンド派の手で実現されることになり、そこでは、立法議会におけるファイヤン派とジロンド派の対決点になる。

15 バスチーユ占領の基本的な争点は領主権の廃止ではなく、財政改革であった。財政問題を軸にして三部会が召集され、その第三身分が国民議会を結成し、租税徴収を宣言したから、王権との武力衝突が起り、バスチーユ占領で勝った。

その結果、国民議会在が権力を握ったのであるから、租税徴収権を実行し、財政改革を行った。これが首尾一貫した因果関係の説明である。ここのところが、どの教科書にも抜けているところである。どの教科書でも、財政問題による三部会の召集を説き、国民議会の租税徴収権宣言を書きながら、バスチーユ占領の後では、この問題がどう解決されたかについてはふれていない。

財政問題は置き忘れられて、農民の暴動、領主権の廃止と言葉をつないでしまう。ここで、支離滅裂な説明になっている。首尾一貫を計ろうとするならば、国民議会による財政改革を追及しなければならない。

この財政改革が、一般論としては宮廷貴族に負担をかぶせ、そこから徴税を実行し、彼らにたいして支出されていた財政資金を削減あるいは打ち切り、それで浮かした余裕資金を商工業、金融業の救済、発展に支出した。この点に財政改革の本質があった。ここで権力の争奪戦が、財政の実権の争奪戦をともなったことを説明できる。

16 国民議会以後立法議会となり、1792年8月10日の事件で国民公会が召集され、ジロンド派政権が成立し、一年のちの1793年6月2日の事件で、いわゆるジャコバン派の権力が成立し、恐怖政治となる。ジロンド派以前の権力は、ファイヤン派の指導権と規定することができる。こうして、ファイヤン、ジロンド、ジャコバンと並べることが正しいが、教科書によっては、

このフィヤンの段階にジロンドをもってきたりして、政権担当者の序列をくわせている。

つぎに、それぞれの派の背景をなす社会勢力について、さまざまな説明があり、教科書によって定義がちがう。これを正確にまとめると、フィヤン派は自由主義貴族と上層市民（上層ブルジョアジー）の最上層であり、その特徴は旧体制の特権や領主権に深いかかわり合いを持っていた者である。たとえば、商人、銀行家が金の力で領地を買い、貴族の資格を手に入れ、王権の末端機構、たとえば裁判権とか地方都市の財政官僚、あるいは徴税請負人の地位を持っていた者である。彼らは、フランス革命をバスターユ占領と8月4日の宣言でいどの線で止めておこうとした。

17 フィヤン派を撃破して登場したジロンド派は上層ブルジョアジーの党派であったが、旧体制の特権にかかわり合いを持つことが少ない者であった。そのため、領主権の無償廃止にも積極的であった。ただし、ジロンド派政権の時代に、ジロンド派だけが政権を担当したと考えるのは誤りである。国民公会には中間派としての平原派があり、平原派の数はジロンド派の二倍以上あった。平原派の支持により、そしてまたときによっては平原派との連合権力として、いわゆるジロンド派政権が運営されたのであるから、上層市民（上層ブルジョアジー）の党派は、ジロンド派から平原派を含むものと考えらるべきである。

18 ジロンド派を追放したあと、いわゆるジャコバン派権力が出現する。ジャコバン派ほど、誤解につつまれた言葉はない。国民公会には、ジャコバン派という言葉はなかった。左派のグループとして、山岳派（モンタニヤール）と呼ばれる集団があり、この議員が恐怖政治の時代、権力を運営した。したがって、正確にはジャコバン派の権力というべきではなくて、山岳派の権力、モンタニヤールの権力というべきである。

この時点においてジャコバンと呼ばれたものは、ジャコバンクラブを結

成して院外団体として活動し、山岳派を支持し、行政、司法、軍事の組織に人材を供給していた。つまり、山岳派権力の院外団体というべきものが、ジャコバンクラブであった。ジャコバンクラブを国民公会における勢力のように考えて、ジャコバン派というと、これからさらに大きな誤解を引き起す原因になる。

19. テルミドールのクーデタ (1794年7月) でロベスピエールが敗北した。このときに、ジャコバンクラブはロベスピエールを支持する院外団体になっていたため、ロベスピエールとともに潰滅した。つまり、ジャコバンクラブの敗北といってよい。

しかし、国民公会では、山岳派 (モンタニヤール) はほとんど無傷で残っていたのである。ロベスピエールとともに死んだ者は、約10人のごく少数の山岳派議員であって、他の山岳派議員は、ロベスピエールを打倒する側にまわった。そこで、テルミドールのクーデタのあと、国民公会における人的構成という意味では、ほとんど変化が起きず、約10人の議員が消えたという結果に終わった。これが事実である。

ところがほとんどすべての教科書が、国民公会の派閥としてジロンド派が追放されて、つぎにロベスピエールとともにジャコバン派が消滅したと書くから、国民公会には何も残らなくなってしまったかのように思わせるようになっている。私は20年前から、この矛盾点を批判してきたので、多少それに気がついた著者は、このあとの国民公会の勢力として穏和共和派とか、保守派とか、突然聞きなれない言葉を、前後の脈絡なしに挿入する。なかにはジロンド派の復活であるかのように書くものもある。こうして、ますますわけのわからない説明に終わってしまう。

私の説明によれば、テルミドールのクーデタでは、ロベスピエール派の議員が消滅しただけで、山岳派の大多数と平原派議員が残った。これで国民公会を運営していったのであるが、今度は平原派と山岳派の抗争が激化

して、平原派は恐怖政治の全廃にむかって進み、山岳派はまだそれを維持しようとして抵抗し、その抗争が一年間続いて、山岳派が排除され、平原派はジロンド派の生き残りを呼びもどして権力を安定させる。

こうして、平原派とジロンド派の生き残りの国民公会は、新憲法を作り、総裁政府を誕生させた。これがナポレオン政権へ続いていく。これがもっとも事実に忠実で、理論的にも無理のない説明である。

20 私は国民公会における平原派の役割を重視する。もちろん、それを誇張して重視せよといっているのではなくて、いままでの教科書において、ジロンド派とジャコバン派の影にかくれて、存在が零に等しい扱いを受けていたから、これを正当に評価せよと言っているのである。

そのために、いわゆる「ジャコバン派の独裁」はなかったという。ジャコバン派を山岳派に置きかえても、山岳派の独裁はなかったという。なぜなら、財政委員会が公安委員会から完全に独立し、実質的な大蔵省としての役割を果たしながら、その指導権は、平原派議員の手に握られていたからである。その議長をカンボンという。私はこのカンボンの役割について、注意を喚起している。

現代の権力においても、大蔵省を除いた政府の権力とはどういうものであるかを考えれば、およそ公安委員会の独裁とか、これを握る山岳派の独裁、またはジャコバン派の独裁の理論が、まったく架空のものであることがわかるはずである。

21 ジロンド派追放の原因が財政問題であり、それは累進強制公債、実質的には累進所得税の新設をめぐる問題であったというのが重要な事である。どの教科書においてもこの問題が取りあげられなくて、それ以外の事が書かれている。そのため、教科書をいくら読んでも、なぜジロンド派が追放されたかという理由についての正確な解説がない。

極端な間違いは、ジロンド派を追放してから、領主権の無償廃止が行な

われたと書くことによつて、ジロンド派が領主権を擁護し、それをいわずにジャコバン派が攻撃して、ジロンド派の敗北と同時に領主権が消滅したかのように思わせる文章もある。しかしジロンド派は、決して領主権を擁護しなかった。ジロンド派もまた、一年前に、領主権の無償廃止を要求してフイヤン派と対立したのである。

また、最高価格制が、重要な争点であったかのように書く教科書もある。たしかに、ぎりぎりの段階まで、ジロンド派はこの政策にたいして抵抗した。しかし、最終的には受け入れたのである。

この政策を、はじめ過激派が提案したとき、山岳派（モンタニヤール）議員は反対した。山岳派が賛成にまわるとき、まだ平原派議員は反対していた。事態が絶望的になり、非常手段を必要とするようになったとき、平原派が賛成にまわり、ジロンド派は押し切られた。そこでジロンド派はやむをえないものとして受入れた。

受入れたものを、わざわざ議会から追放する必要はない。また、かつて反対したという理由では、平原派も山岳派も追放されることになるから、その理由でもない。その意味で、最高価格制は争点ではない。どうしてもジロンド派が受入れられなかった政策、それが累進強制公債であり、ジロンド派はこれに抵抗して追放された。ここでも、重要な政争が財政問題を軸にしておこなわれている。この点を強く指摘したい。

22 恐怖政治の誇張にも批判がある。たとえばジロンド派の大多数を殺したとか、一切の政敵を断頭台に送ったとか、その他もろもろの大げさな表現が書かれている。これは誤りであつて、ジロンド派の少数だけが断頭台に送られ、多数は生き残つて国民公会に呼びもどされた。また、政敵をことごとく殺したかのように書かれているが、殺されたのはその中の少数であつて、のちに多数の人間が釈放されて牢獄からでてきた。これが事実であつて、恐怖政治の誇張は事実と反する。

23 ナポレオン政権の支柱を有産市民と農民に置くことは、中途半ばな説明になってしまう。前に述べたように、フランス革命で、土地なき農民が土地を得て、それを失うことを恐れて、農民がナポレオンを支持したという理論が、いくつかの教科書の中に底流として流れている。しかし、土地なき農民が土地所有農民になったということは、大量的現象としてはありえないと私はいつている。

そうであるから、農民がナポレオンを支持したという言葉も、理論的裏付けのないものになってしまう。有産市民がナポレオンを支持したという表現にも、ある種の間違いが含まれている。もし全体として有産市民がナポレオンを支持していたとするならば、ナポレオンがクーデタをおこしてまでも、権力を奪取すべき相手は何かという問題につきあたってしまう。貴族はすでに政権から排除されている。有産市民はあげてナポレオンの側だとする、軍隊を動員してまで倒すべき相手がいない。

倒すべき相手は、総裁政府の総裁を頂点とした権力者である。その支持者は、議会にも多数分布していた。だからこそ、クーデタで倒さなければならなかった。さて、この相手とは何を背景にしていたかというのである。私は総裁政府の背景には、巨大な軍隊の御用商人、政商がいて、当時の経済界の頂点に居たと書いている。

当時の大戦争が、そうした癒着の構造を作りだした。総裁政府と御用商人の結合が、極度の腐敗をもたらして、国防力を弱めた段階で、ナポレオンが、主として銀行家の集団の支持を得てクーデタを起した。それは財界の分裂と表現できる。したがって、総裁政府も上層ブルジョアジーの政権であり、ナポレオン権力もまた上層ブルジョアジーの政権ではあるが、それぞれの職種によって立場がちがっていたという説明になる。その意味で、ナポレオンの支持者を有産市民一般のように書くのは誤りである。

24 7月革命の原因について亡命貴族への補償金をだしたことを書く教

科書があるが、これは間違いである。なぜなら、この補償金をもらいながら、7月革命に協力した大貴族がいるからである。そのため、補償金支払の時期には革命が起らなかった。7月革命の基本的な因果関係は、権力の争奪戦であり、大土地所有貴族の集団である極端王党が、排他的に権力を握って、上層ブルジョアジー（商工業者、銀行家）を権力から排除しようとしたところにある。

それへの反動として反乱がはじまり、7月革命が成功すると、上層ブルジョアジーと自由主義貴族の連携が政権を安定させた。その指導権は大銀行家の手にあった。こうして、フランス革命は、最終的には上層ブルジョアジーと自由主義貴族の連合に権力を安定させたといえることができる。それ以前の絶対主義の時代は、領主階級の権力集中であり、本質的に中世時代の延長であった。このように理論的な整理ができる。

25 フランス革命をバスチーユ占領から7月革命まで通してみると、基本的な変化とは、領主の権力集中を破壊して商工業者、金融業者、一般的にはブルジョアジーと呼ばれている者の手に移行させたといえることができる。何のために争奪戦が起るかといえば、国家財政の実権をどちらが握るかという問題をめぐってである。なぜ国家財政をめぐる問題が重要かと問う人がいるが、これは迂遠な質問である。なぜ国民議会が租税徴収権を宣言したか、それを考えれば簡単に理解できるはずである。

租税徴収権をもたなければ、自分が徴収されるだけの立場に立つ。租税徴収権を握れば、相手側から租税を徴収して、自分の負担を軽くすることができる。つまり、これは死活の問題である。ところが、ほとんどの教科書は、この問題を軸にして事件を追究しない。途中でさまざまな社会問題や、政治思想の問題に注意を分散してしまう。

そちらに注意を分散させられると、フランス革命は世界史で独特の様相をもつ革命であると思われるようになる。それはとくに恐怖政治の段階を

みれば明らかであるから、この時期の現象を嫌悪するにしろ賛美するにしろ、それを重視するならば、フランス革命を他国の革命と比較したときに、特異なものとして位置づけることになる。

それも一面正しい。しかし私の意見によれば、恐怖政治の政策のすべては廃止されて、またもとにもどった。フランス革命は、最終的にフイヤン派あるいはジロンド派の線に引きもどされたのである。したがって、全体を通じて安定した結果とは、意外に微穏的な改革にとどまってしまった。そこにいたるエピソードのみが、恐怖政治という目立った現象を生み出しただけである。

26 この解釈をもって他国の革命との比較を行なおうとするのが私の手法である。そうすることによって、他国における革命の位置づけができる。つまり、フランスにおけるフランス革命の位置に相当するものは、たとえばイギリスではどこか、アメリカではどこか、そうして日本ではどこかという問題になる。

XI 教科書の理論的誤謬の及ぼす悪影響

これまでまとめてきた一連のフランス革命にたいする理論的誤解は、単なるフランス史にたいする誤解にとどまらず、世界各国の近代化を論じるときに重大な間違いを起させる。それが重要な問題であるために、わづか数ページの教科書の叙述について、これほど多くの批判、論評が必要であった。とくに日本人としては、明治維新の性格を論じるときに、かならずフランス革命との対比がでてくるために、フランス革命の理論を正確にしておかなければ、明治維新の理解はゆがんでしまう。そこに、日本人の西洋史研究者としての問題意識があり、これを追究する意味がある。

いままでのように、高校生の段階で、多くの人がこれら一連の教科書に

書かれているようなフランス革命の理論を叩きこまれて、受験問題の正確な解答として憶え込んでしまうと、数万人あるいは数十万人の知識人の大群の中で、その考え方が固定化されてしまう。その後、成人したあとで、あれは間違いであるといわれても、なかなか受け入れられるものではなく、少数の人に納得させたとしても、大多数の中では、少年時代に作りあげられた理論解釈を変えることはむずかしい。

私は30年間、学者を対象としてこの問題に取り組み、フランス革命の正確な解釈の確立にむけて努力してきた。しかし、ここに来て、学者の意見を変えさせることができても、教科書は昔のままであり、それを教える教員もまた昔のままであり、結局は毎年大群をなして卒業する高校生が、昔のままの理論で世界史を通りすぎてゆくことに、ある種の無力感をもつようになった。これが今回の試みを思いつかせた原因である。

たとえば、ある大学の試験問題の中で、フランス革命以後の経済発展とアメリカ独立革命以後の経済発展を比較して、土地問題の解決あるいは土地革命の実現という意味では、両者が根本的に異なるという意味の文章を書いて、この趣旨に賛成する者は正解で、反対する者は間違いにされる仕組みになっていた。

そこで、もし私がその試験を受けたときは、この問題では点数が取れないことになる。ここに大きな問題がある。いままでの教科書では、前節の6で書いているように、フランス革命では小土地所有農民の大群を形成したとされている。アメリカ独立革命ではそうではないらしい。そこで両者は根本的にちがうとなるが、私が指摘したように、フランス革命でも、小土地所有農民を新しく大量に作りだした事実がないとすれば、両国に土地問題について深刻な差はないということになる。

その他もろもろの対比の仕方が重大な変化を引き起すから、ここでは、前節のまとめに対応して、対比の仕方がどうなるかという点について簡潔

に要約しておこうと思う。文章が簡潔であるから、かなり断定的、独断的と思われるかもしれないが、より詳しい論証は他の場所で行っているので、興味のある方は、私の他の論文、著書を参照していただきたい。

1 フランス革命で小土地所有農民の形成が実現したという教科書の意見が正しいとすると、アメリカ独立革命も、イギリス革命も、オランダ独立戦争もともにそういうことはなかったから、フランス革命が徹底的で、他の国は不徹底という対比ができる。

また、19世紀以後のドイツもそのように位置づけられる。そして、最大の問題は日本であり、明治維新以後でも第二次世界大戦まで地主制が続き、この地主の所有地において地主对小作の関係が維持されたから、フランス革命にくらべて不徹底であるという位置付けになる。これを延長すると戦後の農地改革がフランス革命の土地改革に相当するものとなり、つまりはフランス革命に相当するものは、日本史においては第二次世界大戦以後となる。年代でいうと、1700年代の終りのフランスと、1945年の日本が両国の市民革命の時期と想定されることになる。これでは、日本はフランスに約150年遅れて近代化の列に入ったことになる。

もしフランス革命における小土地所有農民の形成という理論が否定されるならば、アメリカ、イギリス、オランダ、ドイツについて、土地問題の観点からは特別にフランス革命とちがった性格をもつという必要はなくなる。わかりやすくいえば、フランス革命で貴族の大所有地が農民に与えられて消滅したであろうと思うと、フランスと他国の相違が浮かびあがることになるが、フランス革命以後も貴族大土地所有が続いたということになると、フランスと他国の根本的な差はなくなる。

また、明治維新から戦前までの日本社会において、地主の大土地所有があったとしても、フランス革命以後のフランスにもあったのではないかという事で、両者は土地問題では同列とみなすことができる。そうすると、

フランス革命に相当する時期は、日本では明治維新ではないかという推測がなされて当然である。そうすると、市民革命という意味では、日本はフランスから数十年でいどの遅れをとっていたにすぎないという対比の仕方になる。

2 いわゆるジャコバン派による封建領主権の無償廃止という理論を否定することもまた、世界史の解釈、日本史の解釈で重大な影響をもつ。この理論が正しいとすると、まずジャコバン派権力のような政権、あるいは恐怖政治のような体験をもつ国だけが、典型的な市民革命と位置づけられ、それ以外の国においては、封建的要素の撤廃が多かれ少なかれ不徹底であるという対比になる。それが不徹底であれば、近代社会の中に前時代の古い遺制が残り、それだけ後進的な社会にとどまるから、経済発展にも不利な要素となると規定されてきた。

ジャコバン派権力、恐怖政治のような体験は、フランス革命だけが持っているので、ジャコバン派権力による領主権の無償廃止の理論が正当だとすると、フランス革命だけが典型的な市民革命となり、その他の国はこうした要素を欠いているだけ、その程度だけ不徹底な市民革命であると位置づけられる。

これがオランダに適用されると、ここでは領主権が維持されたので、独立戦争(1500年代の末期)は市民革命ではなく、フランス革命軍による占領の時期(1700年代末期)が市民革命であるという理論につながり、日本でこう主張している学派もかなり力をもっている。それはとくに大塚史学と呼ばれる一派である。ただし、それにもかかわらず、教科書の中では、オランダ独立戦争が市民革命の先駆として扱われているから、その点については、大塚史学の見解は教科書の中に浸透していない。

イギリス革命についていえば、クロムウエル政権といえども領主権を維持した。また現在でも領主権が維持されている。その意味で、イギリス革

命は早熟、妥協的、不徹底であると規定された。ドイツでは、農奴解放令によって領主権が有償で廃止された。そのため、これも妥協的、不徹底と位置付けられてしまう。こうして、フランス革命だけが徹底的で、日本を含めてすべての国が不徹底となる。

もしジャコバン派による封建領主権の無償廃止という理論が否定されて、さらにバスチーユ占領直後は領主権が維持されたこと、またジロンド派政権までは3年間領主権が維持されたことを理論化して、領主権の廃止がフランス革命の基本的課題でなかったとするならば、対比の仕方は変わってくる。イギリス、オランダで領主権が維持されたのは、フランス革命の初期、すなわち1792年8月10日までの状態と似ていることになる。

農奴解放以後のドイツは、ジロンド派政権以後のフランスとそれ以前のフランスの中間に位置付けられる。そして地租改正と秩禄公債以後の日本もまたその程度に位置付けられる。このような程度の改革でとまっても、フランス革命は市民革命になったはずである。またジロンド派が領主権を廃止したことを重視するならば、領主権廃止には、ジャコバン派権力のような状態は必要ではなく、ジロンド派権力の程度のようなものでもよいということになる。この程度の政権ならば、各国にも見られる。こうなると、ジャコバン派権力、恐怖政治を対比の尺度とする方法を撤回させることができる。

3 中世の封建諸侯が没落して王権が伸長して絶対主義が形成されるという一般理論が日本史に適用されると、日本史における絶対主義の時点は明治維新以後に置かれることになる。そこで、学者によっては、戦前の華族をフランス絶対主義すなわちブルボン王朝のヴェルサイユに集まる宮廷貴族に相当すると主張した人まであった。

こうした理論は、一時日本で非常に強力な支持者を集めていた。もし封建諸侯が没落しないで、その中のあるものは王権の強化に協力し、一般的

にいて、中世の領主の子孫が絶対主義の王権を組織し強化したというならば、日本史における絶対主義に相当する時点は、明治維新ではなく、徳川幕藩体制の成立と位置付けられる。これだけ時代区分が違ってくるものを含んでいる。

封建諸侯、封建領主のあるものが王権の強化に協力し、あるものはそれに敵対した。結局、絶対主義とは封建権力の集中であると規定するならば、その歴史的過程は、日本において織田信長、豊臣秀吉、徳川家康による中央集権化の過程に対比できる。ただし、中央集権の度合いと、常備軍の創設から比較するならば、同じ程度ということではできず、むしろ欧米諸国がその入口にさしかかった頃、フランスでいえば、リシュリューの改革がはじまる以前、宗教戦争（ユクノー戦争）が終って、アンリ4世が即位してからルイ13世の即位するまでの期間にたとえることができる。

日本ではこの段階が人為的に固定され、進歩も改革もみられなくなったと規定するのが正しい。そして、明治維新になると、フランス革命に相当する変革を起したのであるから、日本は絶対主義に相当する段階を飛び越えた。すなわち、アンリ4世時代のブルボン王朝の時代のまま停滞して、いきなりフランス革命に相当する改革に突入したものと解釈することが正しい。

4 ロベスピエールと小土地所有農民の形成の関係で、教科書のいうようにロベスピエールの政権が小土地所有農民をつくり出しこれが保守化したから彼が失脚したという理論が正しければ、フランスだけが小土地所有農民の社会となり、他の国は著しい土地所有の不平等を伴う非民主的の国家とみなされる。

しかし、ロベスピエールの時には、まだ土地所有の不平等があって、ロベスピエールが小土地所有者の社会をつくらうとして敗北したという理論的解釈が正しいとするならば、フランスにおいても、まだ土地所有の不平等

等が続くことになる。そして、現実はこのとおりである。そうすると、他国との著しい相違は無いことになる。むしろ、戦後の日本が、農地改革によって小土地所有農民の形成を実現した。山林は除外されたが、農地においては平等所有が実現した。つまり、ロベスピエールの理想が戦後の日本で実現したといってもよい。そのようにいうと、それだけ、戦後日本社会の特異性が浮き彫りにされることになる。

5. ネットケル、チュルゴーなど改革派大臣と特権貴族の関係について、どの教科書も間違った説明をしているが、これを正しい解釈に引きもどすと、フランス革命前では特権的な貴族（領主）が支配者であったということになる。そしてネットケルは銀行家であったから、銀行家、金融業者はまだフランス革命前の野党的勢力であって、一時期権力の座に割り込んでもまた追い出される立場にあるものとみなされる。つまり、特権貴族が支配者集団で銀行家、金融業者（一般的には商工業者、ブルジョアジー）はまだ野党的な勢力である。

この位置付けを日本史に適用すると、当然領主の集団が権力を組織していた時代、すなわち江戸時代がフランス革命前の社会にたとえられるべきものとなり、明治維新以後は、それに該当しなくなるから、明治維新以後の日本はフランス絶対主義に相当する社会ではなく、明治維新以後の日本は、絶対主義の時代ではないという位置付けになる。

もし、ネットケルを完全な王権の側の人物とみなして、貴族がそれに抵抗しているという図式をフランス絶対主義の正常な形とみなすならば、たとえば、三井、住友が権力を支えた明治維新以後の政府がフランス絶対主義に相当するものという解釈に通じる。このように、ネットケルと特権貴族の関係についての解釈が、日本史解釈に対して重要な影響を及ぼす。

6. ナポレオンのターデターについて有産階級がすべて賛成したのではなく、当時の最大の政商である軍隊の御用商人が総裁政府を支持して立ち

はだかつていたという事実の説明は、明治維新以後の日本を絶対主義とみるか、フランス革命以後のフランスに相当するものとみるかについて、大きな影響を及ぼす。明治維新以後の日本で、政府を動かした有力な集団は、古くからの大商人（三井、住友）と並んで、新興の企業家（三菱、安田、大倉、川崎など）であった。こうした勢力をまとめて特権商人と政商と呼び、これが権力を支えたから、明治維新以後の日本はフランス革命とちがって遅れた性格をもち、そのため絶対主義的特徴を伴っていると主張する理論が有力であった。

ところが、総裁政府と御用商人の結合を強調するならば、フランス革命直後のフランスでも、政商が国家を動かした時代があったということになり、その面でも明治維新以後の日本とフランス革命以後のフランスが似たようなものとして対比されることになる。

この対比の他方はドイツの市民革命を論じる時にも、重要な問題になってくる。ドイツの工業化について、政府指導の役割が大きいことは一つの特徴としてとりあげられる。これに対して、フランスは民間の努力によるものと常識の水準で思われている。そこで、極端な場合、フランス革命で中小産業資本が勝利し、これが自主的に産業革命をすすめて近代的大工業の時代に入ったという理論が主張されて、これが一時期日本の学界の大勢を占めた時期があった。この理論をドイツに適用すると、ドイツには、いつまで待ってもフランス革命に相当する時期が来ないことになる。これではドイツの後進性ばかりが強調されることになる。しかし、フランス革命直後の政商と政府の結合を正当に評価すると、フランス革命で中小産業資本が勝利したという理論は事実と合わなくなる。そのため、ドイツの後進性を力説する有力な根拠が一つ消滅する。

7 フランス革命の結果が、結局は以前の領主の組織した権力を破壊して、銀行家、商工業者、一般的に有産階級（ブルジョアジー）の権力に置

き変えたものと考え、これに自由主義貴族が協力すると定義すると、それを日本史に適用するならば、領主の組織する権力が徳川幕藩体制となり、明治維新以後、大商人、新興企業家、政商の集団に武士階級の一部を加えたものが権力を組織したということになって、両者同一となる。

つまり、明治維新がフランス革命に相当するものと位置付けられる。ところが、フランス革命の結果を領主権の無償廃止であるとか、ジャコバン派時代の政策に求めるならば、明治維新では、そうした急進的な改革は無いから、市民革命の時点は先送りされることになる。

このように、フランス革命の中の急進的改革、華々しい現象をフランス革命の結果とみるか、そうではなくて、そうしたものは一つのエピソードであって、全体をとおしたフランス革命の結果は微温的なものであり、それは財政問題を軸とした領主の権力集中に対する商工業者、金融業者からの反抗、反撃、破壊であったとみるかが、明治維新の性格を規定するうえで重要な役割を持っている。

それは同時に、ドイツ、イタリアなどの国の市民革命の時期を定義する時に重要な根拠となり、フランス革命の中の急進的な政策を過大評価すると、ドイツ、イタリアの市民革命の時期は20世紀に持ち越されることになるが、微温的な結果を基準にすると、1960年代から70年代にかけての両国の統一戦争がその時期であると規定できる。それだけの時代区分の相違を含んでいる。

またイギリス革命についての、市民革命としては早熟、妥協的というただし書きが取りはらわれることになって、無条件の承認となる。オランダ独立戦争についても、同様になる。アメリカ独立革命についても、これを市民革命というために、急進派の役割を過大評価したり、王党派の土地没収、売却の結果を農民に有利であったと過大評価する学説が盛んであるが、このような無理をしなくても、フランス革命の結果を正しく理解すれ

ば、自然に両者同一の側面が立証できる。

これ以外にもまだ多くの問題点が残っているが、とりあえず、フランス革命に対する教科書の多くの誤解が、日本史、世界史の時代区分を考えるうえで決定的な影響力をもっていることが理解されるであろう。こうした観点を踏まえたうえで本論文の試みであったことを説明しておきたい。